



地域農業経営基盤強化促進計画を定める旨の公告縦覧

地域農業経営基盤強化促進計画を定めるので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、町に意見書を提出することができる。

令和7年2月25日

鰯ヶ沢町長 平田 衛



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の案を作成した地域
 - (1) 赤石地区
 - (2) 中村地区
 - (3) 鳴沢・鰯舞地区
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧期間
自 令和7年2月25日
至 令和7年3月11日
- 3 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧場所
鰯ヶ沢町農林水産課 農林班
鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地
- 4 地域農業経営基盤強化促進計画の案に対する意見書の提出先、提出方法、提出期限及び提出に当たっての注意事項
 - (1) 意見書の提出先 鰯ヶ沢町農林水産課 農林班
持参又は郵送 〒038-2792 鰯ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地
F A X 0173-72-2374
電子メール aji_nourin1@town.ajigasawa.lg.jp
(添付ファイルによる場合はテキスト形式によること)
 - (2) 意見書の提出方法
持参又は郵送、F A X 及び電子メールによるもの（任意様式）とし、電話による意見は受け付けない。
 - (3) 意見書の提出期限
令和7年3月11日（郵送による場合、当日消印まで有効）
 - (4) 意見書の提出に当たっての注意事項
 - ① 意見書は日本語により記載されたものに限る。
 - ② 意見書には、個人の場合は住所、氏名、職業、連絡先を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地及び連絡先を記載すること。
 - ③ 提出のあった意見書については、その要旨及び処理結果を公表する場合がある。なお、この場合において、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある情報等については当該箇所を伏せる場合がある。
 - ④ 地域農業経営基盤強化促進計画の案以外に対して意見を提出することはできない。